

## 第1条 (約款)

申し込み希望者は、本約款を承諾の上、一般財団法人国際教育文化交流協会（以下「当協会」といいます）に対し、プログラムに含まれる各種サービスを申し込みます。

## 第2条 (契約の申し込みと成立)

- (1) 本約款における申し込み希望者によるプログラムの契約の申し込みは、申し込み希望者が、当協会に対して本約款に基づき、所定の「プログラム申し込み書」を作成・提出し、かつ第6条(1)項に基づく所定の「参加費」を支払い、当協会がその「プログラム申し込み書」の提出及び「参加費」の受領を確認したときをいいます（当協会が申し込みを承諾した申し込み希望者を以下「申し込み者」といいます）。
- (2) 本約款に基づく申し込み者と当協会との間のプログラム契約は、当協会が申し込み者に対し、申し込み者からの申し込みを承諾する旨の書面（プログラム申し込み確認書）を発送したときに成立するものとします。
- (3) 留学先校（以下「留学先」といいます）が決定し、留学手続きを開始するとき、当協会はその確認として申し込み者に対し出願申し込みを承諾する旨の書面（留学手続き引受確認書）を発送します。

## 第3条 (拒否事由)

当協会は、申し込み者から、本約款に基づくプログラムの申し込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数が認められるときは、申し込み者からの申し込みをお断りすることがあります。

- (1) 申し込み者の日本での学業成績が留学先の定める評価値に達していないときや申し込み者に留学に適した条件が備わっていないと当協会が認めたとき。
- (2) 申し込み者が未成年である場合または学生の場合、申し込みについて親権者（両親等）の同意がないとき。
- (3) 申し込み者が希望する留学先の定員に受入可能な余裕がない場合等、客観的に留学が認められる可能性がないことが明らかなきとき。
- (4) 申し込み者が希望する留学先・留学時期の申し込み手続きの期限迄に、留学手続きが完了できる見通しが無いとき。
- (5) 申し込み者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当協会が認めたとき。
- (6) その他、当協会が不適当と認めたとき。

## 第4条 (プログラムの範囲)

当留学プログラムは、申し込み者の学術的関心、将来の志望進路、現在までの学業成績や社会経験ならびに英語力、留学期間及び予算等の諸条件を基に、当協会の留学カウンセラーが個別にカウンセリングを行い、以下に明記された申し込み者の希望する留学先に対する留学申し込み手続き等の代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、申し込み者の希望する留学先への合格や留学先での課程修了等を請け負ったり、その他留学中あるいは留学終了後の申し込み者に対して何らの保証を行うものではありません。従って、カウンセリング開始後は本約款に定めてある場合を除き、プログラム参加費の返還はいたしません。このプログラムの有効期限は、申し込み日から出発までの最長2年間です。  
この留学プログラムに含まれるサービスは、次の通りです。

### (1) 学校選択

申し込み者は、申し込み者の希望留学先及びコースを担当留学カウンセラーと相談しつつ、申し込み者の意思により1校選択します。

### (2) 各種手続きの代行

#### ① 入学手続き

入学の手続きを行います。

#### ② 滞在先手続き

当協会は、申し込み者が留学する際の寮・ホームステイ滞在先等の申し込み手続きを代行いたします。但し、申込者の希望により入寮またはホームステイを希望しない場合、又は希望留学先が寮などの滞在施設を持たない場合や申し込みの代行が出来ない場合、当協会は原則として、この滞在先手続きの代行は致しません。

#### ③ 渡航手配手続き

希望者には、成田空港またはその他の日本国内の出発空港から希望留学先の最寄り空港までの片道または往復航空券を手配する旅行社を紹介いたします。

#### ④ 留学費用の支払い

当協会は、第6条(2)項に定める希望留学先等への留学費用の支払い手続きを送金あるいは銀行小切手の送金等により代行します。ただし、専門課程の条件付き入学（以下「英語コース付き」といいます）の場合は、英語コースのみ支払い手続き代行の対象とする場合があります。申し込み者は、当協会が指定する納付期日までに、所定の金額を当協会指定の口座に振り込まなければなりません。希望留学先によっては、授業料、部屋代、食費などを事前に(i)送金または銀行小切手によって支払う場合、(ii)現地でトラベラーズチェックによって支払う場合があります。この場合当協会は、原則として(i)の方法によってのみ代行いたします（第8条の為替変動もご参照ください）。トラベラーズチェックにて支払う必要がある場合、申し込み者は、事前にトラベラーズチェックをご自身でご用意の上、現地にて希望留学先に直接お支払いください。また専門課程の場合は、取得を希望する授業の単位数によって授業料は異なりますので、当協会では概算で請求することがあります。さらに、寮などを利用する場合も、利用する部屋のタイプによって寮費が異なりますので、当協会では概算で請求することがあります。

#### ⑤ 外貨購入先の紹介

留学費用の支払いにトラベラーズチェックを必要とする場合、当協会はトラベラーズチェックの購入方法な

らびに購入先をご紹介します。

#### ⑥海外留学保険加入手続き

当協会は、海外留学保険の加入手続きを代行します。通常、アメリカの大学・2年制大学及び語学コースをはじめ海外の留学生を受け入れている学校では、独自に留学生に保険の加入を義務付けているところもありますが、補償内容が異なる為、日本で海外留学保険に加入されるようお勧めします。尚、海外留学保険は別途料金となります。

#### ⑦パスポート申請書類

申し込み者が希望する場合、当協会の指定する旅行代理店が、別途料金にて作成します。ただし、パスポート申請時及び受領時は、申し込み者本人が所轄官庁に出向かなければなりません。

#### ⑧ビザ取得手続きサポート

留学先でビザが必要となる場合、当協会にて申請書類の作成等について丁寧に指導・アドバイスいたします。渡航予定日まで十分な時間がないビザ申請の場合、予定のご出発日迄にビザ取得が間に合わなくなる可能性があります。お早目に申請に必要な書類は揃えて下さい。

#### ⑨必要書類の翻訳

プログラム参加手続きに必要な書類の作成にあたって、指定された言語での書類が申し込み者において用意できない場合、当協会は翻訳会社に依頼して預金残高証明書、卒業証明書、成績証明書及び戸籍謄本（抄本）を翻訳いたします。翻訳料金は、翻訳会社の規定によります。

#### (3) オリエンテーション

当協会では、留学生の心構え、生活に必要なクレジットカード・保険・電話の利用の仕方などご案内します。又、出発前の最終ガイダンス等を通じ、担当留学カウンセラーが留学生のご質問にお答えします。出発後も、スカイプ、メール、手紙等により、カウンセリングが可能です。

### 第5条（必要書類）

申し込み者が当プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、留学手続きに必要な書類は、当協会より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申し込み者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当協会の手続き担当カウンセラーまでお送りください。

### 第6条（諸費用）

#### (1) プログラム参加費

プログラムの募集要項上に定めるプログラム参加費を本第2条及び第9条に記載通りお支払いいただきます。尚、プログラム参加費には、消費税が含まれています。\*各プログラムにより参加費の名称が異なる場合があります。

#### (2) 留学費用

当協会では、希望する留学先への入学手続きに必要な費用としての出願料や滞在中の申込金、授業料及び入学登録料、ホームステイ・寮に関連する費用、食費、航空運賃、空港出迎え料（空港出迎えが必要かつ可能な場合のみ）、その他申し込み者の留学期間中に必要となる費用（以下、これらを「留学費用」と総称します）を希望留学先などから当協会に寄せられた最新の資料に基づいて算出し、申し込み者に請求いたします。申し込み者は、当協会が指定する期日までに留学費用を当協会に対して支払うものとします。なお、留学費用は学校、その他支払い先の事情により、予告なしに変更されることがあります。

#### (3) 宿泊費

申し込み者のスケジュールの関係上、申し込み者は、出発地、途中経由地ならびに現地にてホテルなどの宿泊施設に宿泊する必要がある場合があります。その場合の宿泊予約は、原則として当協会が行いますが、その宿泊にかかる費用は申し込み者の負担となります。宿泊費用は、特に指定のない限り申し込み者が直接宿泊先にお支払いください。

#### (4) 緊急連絡費

申し込み者本人またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関係なく、緊急の連絡を要する場合、当協会は希望留学先あるいは滞在先等の関係各所への緊急連絡をお引き受けいたします。その際にかかる費用は、相手国を問わず1件1回あたり5,000円にて申し受けます。この場合、申し込み者は、当協会が申し込み者に対して請求する金額を直ちに当協会に対して支払うものとします。

#### (5) 翻訳代行

預金残高証明書、卒業証明書、成績証明書、戸籍謄本または抄本等必要書類の翻訳の代行が可能です。なお、翻訳料は、各翻訳会社により異なりますので、事前に申込者の合意を得た上で翻訳会社への発注を行います。

#### (6) その他の諸費用

本条(1)項から(5)項で定める費用の他、当協会は、申し込み者の希望や必要性に応じて、以下の費用を申し込み者に対して、別途手配、請求いたします。申し込み者は、当協会から下記諸費用の支払い請求があった場合は、直ちにかかる諸費用を当協会に対して支払うものとします。

①海外送金用小切手作成時または海外送金時に必要となる銀行手数料

②その他、当協会が申し込み者に対して、本条に記載する以外で当プログラムを提供するにあたり合理的と認める諸費用

### 第7条（申し込み後の変更と変更手数料）

申し込み者の都合により、留学先へ依頼を要する申し込み内容を変更する場合（ご出発後の変更も含む）には、各留学プログラムとも変更手数料が必要です。

(1) 留学手続きをした結果、第13条(1)項の①②③に定める事由によって留学が不能となった場合において、申し込み者が条件を変更して再度留学手続きを行うことを希望したとき、当協会は本条の変更手数料を申し受

けることなく、再度留学手続きを行います。

- (2) 空港送迎手配のため送迎手配先へ当協会から到着連絡が完了した後、申し込み者の都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として1回3,150円(税込)を別途申し受けます。

## 第8条 (為替変動)

当協会が本約款に基づき、申し込み者に代行して希望留学先に送金または銀行小切手の送付によって留学費用その他の費用を支払う場合、当協会所定の為替レートにて100円単位(100円未満切り上げ)で決済を行います。この場合、為替変動による差額の精算はいたしません。ただし、当該留学先の指定により、到着後に留学費用、またはその一部を直接支払う場合は、申し込み者自身が用意するトラベラーズチェックにての支払いとなります。また、申し込み者が留学プログラム契約を解約し、または希望留学先への入学を取りやめたときに希望留学先から申し込み者に対して返還される費用がある場合、当協会はかかる費用を申し込み者に代わって代理受領し、かかる費用を当協会が選択する日のTTBレートにて換算した上で、申し込み者に返還するものとします。

## 第9条 (支払い)

申し込み者は、第6条ないし第7条に定められた、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当協会が指定する期日までに当協会の口座に振り込み又は所定の方法で入金するものとします。本約款に別途定めがある場合の他、当協会は本約款に基づき、申し込み者が当協会に対して支払ったプログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申し込み者に対して返還いたしかねます。申し込み者が当協会指定の期日迄に本約款に定める費用を当協会に支払わない場合、当協会は申し込み者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当協会の責によらない事由で留学費用等が変更された場合にも、当協会の指示する方法で必要な差額をお支払いいただきます。尚、留学費用等を概算額で支払っている場合、後日支払い金額が明らかになり次第当協会の指示に従い、当協会または支払い元との間で過不足金の精算を行っていただきます。

また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当協会に支払い頂く際の振り込み手数料や送金手数料(以下、「振り込み手数料」といいます)ならびに当協会から申し込み者に対して返金する際の振り込み手数料は、全て申し込み者の負担となります。

- \* (90日ルール) ; 当協会は、出発日の90日前迄は、申込者に授業料等(制度上期日が定められているビザの発行等に関わる場合を除く)のお支払いを請求しておりません。

## 第10条 (申し込み後の取消と返金)

申し込み者が、留学プログラム契約の申し込み後に留学プログラム契約を解約する場合は、留学プログラムの定めに基づき、申し込み者に対する返金の手続きを行います。希望留学先に対するキャンセル料や渡航手配手続きにかかる航空会社に対するキャンセル料等、留学プログラムの解約に伴い発生する費用及び損失については申し込み者の負担とします。また、当協会がこれを立て替え払いしたときは、申し込み者はかかる立て替え費用を当協会に支払うものとします。

## 第11条 (各種手続きの継続が不可能な場合)

当協会指定の期日までに必要な書類、または費用が申し込み者により送付・入金されず、当協会の責によらない事由により当協会が各種手続きの代行ができなかった場合、当協会は申し込み者に対して本約款に基づき、支払い済みの費用を一切返金いたしません。また、その期日に応じて発生した、希望留学先に対するキャンセル料等、当協会の責によらない事由により、当協会に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとし、別途当協会から請求いたします。申し込み者は、当協会からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当協会に支払うものとします。

## 第12条 (当協会からの解約)

- (1) 申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当協会は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。
- ①申し込み者が、当協会指定の期日までに、第5条に定める必要な書類を送付しないとき。
  - ②申し込み者が、当協会指定の期日までに、第6条及び第7条に定める費用の支払いを行わないとき。
  - ③申し込み者が所在不明、または1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき。
  - ④申し込み者が当協会に届け出た、申し込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。
  - ⑤申し込み者が、本約款に違反したとき。
  - ⑥その他、当協会がやむを得ない事由があると認めたとき。
- (2) 前項に基づき、当協会が本約款に基づく研修プログラム契約を解約したとき、プログラム参加費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、申し込み者が当協会に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申し込み者に対して一切返金いたしません。また、解約により発生した希望留学先に対するあらゆるキャンセル料等、当協会の責によらない事由により、当協会に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとし、申し込み者は、当協会からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当協会に支払うものとします。

## 第13条 (免責事項)

- (1) 当協会は、次に例示するような当協会の責によらない事由により、申し込み者が留学できなかった場合または希望留学先への正式入学ができなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。
- ①申し込み者の希望留学先やコースが定員に達して入学できない場合。



合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当協会は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申し込み者が提供した個人情報の内容を、申し込み者の同意を得ずして変更することはいたしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。

(5) 個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について

当協会は、申し込み者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当協会の商品やサービスを利用できない場合があります。

(6) 個人情報保護管理者

当協会では、個人情報保護管理者を次の通り定めています。

チーフカウンセラー 前田 由里加 連絡先：03-3267-2224（代）（平日のみ 10：00～18：00）

**第17条（管轄裁判所）**

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、東京地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

**第18条（約款の変更）**

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

**第19条（準拠法）**

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

**第20条（発効期日）**

本約款の内容は、2014年3月1日以降に申し込まれる研修プログラム契約に適用されます。